あんしん財団　職場の環境改善のための補助金制度（補助金Ⅰ型）

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助 申請手続のご案内

2015.2～

❶対象

申請できるのは、お客様サービス事業の『加入者サービス規約』に定められた会員です。

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」補助対象設備一覧に掲載されているものを規程の「目的」に定められた理由で購入･設置した場合に限ります。お支払い方法等により添付いただく書面が異なりますので、ご購入・設置前に当ご案内でご確認ください。

❷補助金額と申請期間・お支払方法

ア　要した費用（３千円以上）の１／２を上限に各事業所の１年度間（４月から翌年３月）の補助限度額の範囲内で補助します。同一年度中２回目以降の申請の場合は補助限度額から前回までの補助額分を控除した金額が補助上限になります。

イ　補助限度額はあんしん財団にご加入されている加入者の数により決まります。補助枠に未使用分があっても次年度への繰越はできません。

ウ　職場の救急対策用設備設置補助のみご利用の場合の1年度間の補助限度額

加入者数	１名	２名	3～4 名	5～9 名	10～19 名
補助限度額	１万円	１万５千円	２万円	３万円	６万円

加入者数	20～29 名	30～39 名	40～49 名	50～59 名	60～69 名
補助限度額	８万円	１０万円	１２万円	１４万円	１６万円

※加入者が 70 名以上となる場合、以後 10 名増えるごとに２万円を追加。

上記の補助限度額の加入者数は補助事由発生日＝対象設備を設置（購入）した日の人数です。

エ　当補助の他に複数の補助金制度をご利用の場合の１年度間の補助総限度額

加入者数	１名	２名	3～4 名	5～9 名	10～19 名
補助総限度額	１万５千円	２万５千円	３万５千円	５万円	１０万円

加入者数	20～29 名	30～39 名	40～49 名	50～59 名	60～69 名
補助総限度額	１２万円	１４万円	１６万円	１８万円	２１万円

※加入者が 70 名以上となる場合、以後 10 名増えるごとに３万円を追加。

上記の補助総限度額の加入者数は各補助事由発生日の人数です。

オ　申請期間　対象設備の設置（購入）の翌日から 180 日以内（「６ヶ月以内」ではありませんのでご注意ください）にあんしん財団にて申請書類を受付けることが必要です。**設置（購入）日と支払日が異なる場合は設置（購入）日**の翌日から１８０日以内です。

カ　審　　査　ご提出いただいた書類をもとに、補助の可否を決定します。

キ　補助金のお振込　書類をご提出いただいた時期や審査の状況により、振込みまでに時間をいただく場合がございます。**振込口座はあんしん財団会費の引落口座**です。他の口座への振込みはできません。振込前に補助金額を書面でお知らせします。

ク　年度末のご申請について　申請書右上欄に記された日付が３月３１日以前で、４月末日までにあんしん財団が受付した案件は、申請日と同一の年度扱いとし、４月末日を越えたものについては次年度枠の扱いとなります。なお、１つの案件を複数年度に分けて申請することは出来ません。

ケ　加入者の数に変更があった場合は、変更届出がなされた日の翌日設置（購入）分から変更後の限度額を適用します。

❸審査のためご提出いただく書類

ア　AED 等「職場の救急対策用設備」設置補助申請書

Ｐ５の記入例を参照の上、補助金申請書用紙（Ｐ６）の太枠欄に漏れなく記入して下さい。特に右上の申請日は年度末には補助の所属年度を決める１つの項目となりますので記入漏れにご注意下さい。未記入の場合は、申請書受付日をもって申請日とさせていただきます。

イ　領収書など費用の支払が証明される書類の写

【現金払の場合】【手形･小切手払の場合】…領収書を添付して下さい。**領収書の書式についてはＰ8をご覧ください。**また手形、小切手の写や発行控では申請できません。

【銀行振込の場合】…①ＣＤご利用の場合は「利用明細票(写)」、②窓口ご利用の場合は金融機関の受付印がある「振込受付書兼手数料受取書(写)」、③ネットバンキングご利用の場合は「振込日以降の振込結果照会画面」または「総合振込明細表(写・全て)」＋「当座勘定照合表(または通帳表紙と当該ページ)(写)」を添付してください。いずれも日付、金額、相手、依頼人、手数料(口座番号)が記載されているものとなります。

【クレジットカード利用の場合】…領収書またはクレジットカード利用時に利用店でもらう明細およびカード会社からの請求明細の写を添付して下さい。なお、法人の場合は法人名義の、個人事業所の場合は事業主名義のカードの利用に限ります。

【口座引落の場合】…引落を記帳した通帳（金額部分と、口座名義人＝申請者名が分かる部分）の写を添付下さい。

ウ　請求書･明細書など費用の内訳を明らかにする書類の写

購入した商品の具体名や価格が分かるものが必要です。補助対象のみならず他商品も同時に購入した場合、補助金算出のため全ての項目の費用明細が必要です。補助対象項目単品を現金で購入した場合など明細書がない場合は、販売（設置）証明書（Ｐ７）を販売店に記入してもらいご添付ください。

エ　設置した補助対象設備等のカタログ、取扱説明書、保証書の写または設置した設備の写真（写真の場合はメーカー名、型番等商品が特定できる部分を添付してください）

当補助金制度はあんしん財団会員事業所の救急救命体制の充実に資することを目的としています。従いまして、領収書、請求書等の宛名は、あんしん財団に登録した事業所名と同一のものが対象となります。

❹その他

ア　申請手続書類の不備・不足により審査が保留された場合、その申請書をあんしん財団が受付した日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出がない場合は、申請の権利が失効します。

イ　審査結果に関する異議申し立ては､審査決定を知った日の翌日から起算して１８０日以内に異議申し立てをする旨を記載した書面があんしん財団に到着するよう行ってください。

ウ　審査のため、購入先等にお問合せさせていただくことがございます。

エ　自社購入、販売目的の仕入れ品は対象になりません。仕入先からの購入の場合は、貴社分の個別の領収書をご用意ください。

オ　この補助金制度はあんしん財団の予算額の範囲内での実施となります。

カ　補助金の不正申請が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

キ　会員資格喪失年月日の翌日以後に発生したものは補助対象となりません。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

このご案内は、一般財団法人あんしん財団の AED 等「職場の救急対策用設備」設置補助金規程にもとづいて作成しております。規程本文は P3～4 をご覧下さい。

職場の環境改善のための補助金制度（補助金Ⅰ型）

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金規程

2015.2

１　目　　的

中小企業の代表者及び個人事業主が不慮の事故や災害等の際の救急救命体制の充実に資するため、ＡＥＤ等の救急対策用設備を常時設置（増設・改造・修理及び備付けを含む。以下同じ。）した中小企業に対して、一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）が補助措置を講ずることによりその設置を促進し、もって職場の救急救命体制の向上に寄与することを目的とする。

２　補助対象企業

第３項に該当する救急対策用設備を設置した当法人の加入者サービス規約１項に定める会員であること。（自企業からの購入・修理等によるものを除く。）

３　補助の内容

この規程で補助の対象とする設備は、別に定める「ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助対象設備一覧」（以下「対象設備一覧」という。）に掲げるもの（以下「補助設備等」という。）とする。

なお、短期レンタルは対象外とする。

４　補助事由の発生

（１）補助事由発生日は、この規程に基づいて補助設備等の設置（購入）を完了した日とする。

（２）補助設備等の設置（購入）日と、それに要した費用の支払い日が異なる場合は、補助設備等の設置（購入）日を補助事由発生日とする。

（３）この規程による補助事由については、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）の当法人への加入日（「会員証兼保険証券」に記載の年月日）の翌日の午前０時以降に発生したものを補助対象とする。

５　補　助　額

（１）補助設備等の設置に要した費用（３千円以上の場合に限る）の２分の１を上限に、１会員１年度間の補助限度額を加入者数に応じ別に定める「ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助限度額表」のとおりとする。

（２）この補助は当法人がその年度において計上した予算額の範囲内とする。

（３）補助限度額及び補助総限度額は、補助事由発生日の時点における加入者数を基準とする。

（４）１会員に対する補助限度額及び補助総限度額の「１年度間」は４月１日から翌年の３月３１日の間とし、その所属年度は申請者が様式１「ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金申請書」（以下「様式１」という。）に記載した申請日を基準とする。

（５）上記（４）につき、様式１の申請日が３月３１日以前のものでその申請の当法人への受付日が４月１日以降の申請分の所属年度については、４月末日までに受付したものは様式１の申請日と同一年度の扱いとし、４月末日を越えて受付した申請分は次年度の扱いとする。この場合、その案件を複数の年度に分けて申請することは出来ない。

６　補助金の申請

申請者は、補助事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に次に掲げる書類を様式１に添付し、当法人へ提出する。

（１）補助設備等の費用の支払いが証明される書類（領収書等）の写（宛名個所に申請者名が明記されたもの。分割払の場合は契約書と初回の支払を証明するもの）

（２）補助設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写

請求書又は明細書等は補助設備等の品名（型式検定合格品及び規格品の証明が必要な設備等は、型番等）、費用の内訳（単価、数量、費用合計金額）、購入・設置時期を明らかにするもの。ただし、上記（１）でそれらが証明される場合は省略できる。

（３）設置した補助設備等のカタログ、取扱説明書の写し、保証書の写し、又は写真（メーカー名、型番、検定マーク等が撮影されていて補助設備等が特定できるもの）のうち、設置した補助設備等が特定できるもの。ただし、上記（１）又は（２）で補助設備等のメーカー名、品名（型式検定合格品及び規格品の証明が必要な設備等は、型番、検定マーク等）が証明され補助設備等が特定できる場合は、省略できる。

７　補助金の支給及び決定等

（１）当法人は、前項の申請書及び添付書類に基づいて補助の可否について審査を行う。

（２）審査の結果、補助可の場合は様式２により当法人より申請者に通知するとともに補助金支払手続きを行い、申請者の当法人会費振替口座に補助金を振込む。

（３）補助金は、補助事由発生日に対応する月度会費の振替確認後に支払うものとする。

（４）補助しない決定をした時は、当法人は申請者に対し様式３によりその旨通知する。ただし、申請者が不要とする場合はその限りではない。

（５）申請の際に、第６項に掲げる申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者がその申請の当法人受付日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失効したものとする。

（６）審査結果に関する異議申し立ては、審査決定を知った日の翌日から起算して１８０日以内に異議申し立てをする旨を記載した書面が当法人に到着するよう行うものとする。

（７）補助の不正請求が判明した場合、支給を取消す。また、既に支給済みの場合は返還を求める。

（８）会員資格喪失年月日の翌日以後に発生したものは、第４項第３号の補助対象とはならない。又、既に支給済みの場合は返還を求める。

８　規程の改廃

この規程の改廃は、当法人理事会の決議により行うものとする。ただし、別表及び様式１，２，３の変更は、当法人の規程に定められた手続きにより行うものとする。

附　　則

１　この規程は、一般財団法人あんしん財団の定款の施行日と同日の施行とする。

※　この規程施行以前に補助(助成)事由の発生した案件については『ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱』の規定による。

（様式２，３省略）

別表
2015.2

職場の環境改善のための補助金制度(補助金Ｉ型)
ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助対象設備一覧

１　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

薬事法上の医療機器（非医療従事者向け自動除細動器）として認可されているもので、事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

２　担架

事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

３　人工呼吸用マスク

事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

職場の環境改善のための補助金制度(補助金Ｉ型)
ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助限度額表

１　１会員１年度間の補助限度額を加入者数に応じ次表のとおりとする。
なお、加入者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに２万円を追加するものとする。

加入者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
補助限度額	1万円	1万5千円	2万円	3万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円

２　他の補助金規程(補助金Ｉ型)による補助金額を合算した１会員１年度間の当法人からの補助総限度額は加入者数に応じ次表のとおりとする。
なお、加入者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに３万円を追加するものとする。

加入者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
補助総限度額	1万5千円	2万5千円	3万5千円	5万円	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円

◎補助金Ｉ型に関するお問合せ・ご申請送付先は、下記のあんしん財団お客様サービス事業部災害防止２課まで
〒160－0016　東京都新宿区信濃町３４　ＪＲ信濃町ビル５階
無料通話ダイヤル：０１２０－５１２－５１１　音声ガイダンスに従い ２ をお選びください。
Ｆ　Ａ　Ｘ　：０３（５３６２）２０６６
受　付　時　間　：9時～１７時３０分　土・日祝日及び年末年始除く
ホームページ　：　**http://www.anshin-zaidan.or.jp/**

『ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金申請書』記入例

あんしん財団の補助金制度は書面審査にて補助金をお支払いしています。申請書の記入にあたっては下記ご注意ください。

様式　1

申請日：平成　〇年　〇月　〇日

申請日（記入日）を必ずご記入ください。特に年度末は規程５項（５）にある通り、補助の所属年度の１つの基準となります。

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金申請書

一般財団法人あんしん財団　御中

下記のとおりＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金規程に基づいた設備を設置（購入）しましたので、補助の申請をします。当申請にあたっては、次の補助金規程の定めによりあんしん財団で書面による審査のうえ、補助の可否及び補助額を決定することに同意します。

（１）補助申請は、補助金規程第４項による補助事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に当申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、補助の可否及び補助金額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（２）決定される補助金額は補助規程の別に定める限度額表の適用を受けるものとします。
（３）補助申請の所属年度については補助金規程第５項の（４）、（５）の適用を受けるものとします。
（４）補助申請に関する必要添付書類は補助金規程第６項によるものとします。
（５）補助申請の審査に際し、当法人から補助設備の設置（購入）先に問合せすることがあります。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請会員番号								事業内容	加入者数	代表印
1	2	3	4	5	6	7	8	運送業	10　名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請会員名称									代表者の役職と氏名	
株式会社あんしん運輸									代表取締役　安心　太郎	印
申請会員所在地・ＴＥＬ										本件ご担当者氏名
〒160-0016　新宿区信濃町３４　03（9876）1234										安心　花子

法人事業所は法人代表印、個人事業所は事業主の印を必ず押印してください。

※　申請会員の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※名　　称 ……………………
所在地 ……………………
責任者職氏名 ……………………
ＴＥＬ ……………………

記

１　補助設備の種類・設置（購入）年月日（太枠内は必ずご記入ください）

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1. ＡＥＤ	〇年〇月〇日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

設置（購入）した設備名、年月日を記入してください。ご申請は、設置に要した費用が3,000円以上からです。

２　必要添付書類（必ずご添付ください）
（１）補助設備の費用の領収書の写
（２）補助設備の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ

※(1)・(2)・(3)は、補助金を申請する場合に必ず添付してください。

様式　１

申請日：平成　　年　　月　　日

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金申請書

一般財団法人あんしん財団　御中

下記のとおりＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置補助金規程に基づいた設備を設置（購入）しましたので、補助の申請をします。当申請にあたっては、次の補助金規程の定めによりあんしん財団で書面による審査のうえ、補助の可否及び補助額を決定することに同意します。

（１）補助申請は、補助金規程第４項による補助事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に当申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、補助の可否及び補助金額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（２）決定される補助金額は補助規程の別に定める限度額表の適用を受けるものとします。
（３）補助申請の所属年度については補助金規程第５項の（４）、（５）の適用を受けるものとします。
（４）補助申請に関する必要添付書類は補助金規程第６項によるものとします。
（５）補助申請の審査に際し、当法人から補助設備の設置（購入）先に問合せすることがあります。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請会員番号	事業内容	加入者数	代表印
		名	法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請会員名称		代表者の役職と氏名	
			印
申請会員所在地・ＴＥＬ		本件ご担当者氏名	
（　　　）			

※　申請会員の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※名　　　称 ……………………
所　在　地 ……………………
責任者職氏名 ……………………
ＴＥＬ ……………………

記

１　補助設備の種類・設置（購入）年月日（太枠内は必ずご記入ください）

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1.	年　月　日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

２　必要添付書類（必ずご添付ください）
（１）補助設備の費用の領収書の写
（２）補助設備の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ

2015.2 HP

当証明書は一般財団法人　あんしん財団の補助金申請にあたり、請求明細書など購入（設置）した明細書がない場合に代用する目的の書類です。申請書、領収書の写し他の添付書類とともにご提出下さい。
この証明書は販売、施工業者の方にご記入いただくものです。申請者（会員）が記入した場合は無効となります。

販売（設置）証明書

一般財団法人　あんしん財団　御中

販売（設置）明細

	メーカー、品名、型番	数量	単価	金額	備考
	（記入例）　㈱安心社 *人工呼吸用マスク　0EＹ－1*	*10個*	*540円*	*5,400円*	
1					
2					
3					
4					
			消費税額	総額	

当社（当店）が去る　　　年　　月　　日に　　　　　　　　　様宛に販売（設置）し、領収した明細は上記内容に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

発行元　　　所在地　〒
（販売店等）　電話番号　　　　　　　（　　　）
事業所名

代表者名
㊞

2015.2

AED等「職場の救急対策用設備」設置補助のご申請の添付書類について(必ずご覧ください)

あんしん財団の災害防止事業に関する補助は全てご提出いただいた書類での審査となります。ご申請前に添付書類に不足等がないか今一度ご確認ください。

領収証については下記の事項が全て記載されているかご確認をお願いします。「領収証」と記載があっても下記事項が一つでも抜けている場合は申請の添付書類としてはお使いになれませんのでご注意ください。

必ず所定の宛名欄があり、そこにご申請者（会員）のお名前が記載されていることが必要です。
※会員登録が法人の場合はその法人宛、個人の場合は屋号または事業主(フルネーム。苗字のみは不可)宛。

領　収　証

平成 27 年 2 月 15 日

株式会社あんしん運輸　様

金額　¥5, 400—

但 人工呼吸用マスク OEY－1　１０個 代として
単価　540 円　　消費税込み
上記金額正に領収いたしました

東京都新宿区信濃町 34
株式会社安心商会
TEL03-0000-0000

お支払日付

ご購入先の名称が記載されているもの

金額、購入品は必ず記入してもらってください。
明細と同等の記載（メーカー名　型番　単価　個数等）がある場合明細書等は不要です。

～　ご注意下さい　～

【ネットバンキングでお支払をご検討の方へ】

振込後の結果画面の写しをご添付ください（金融機関によっては、予約画面表示後は履歴が表示されない場合もありますので、事前に領収書の発行をご依頼されることをお勧めします)。

【カタログの写しの代わりに写真の添付をご検討の方へ】

カタログがない場合は写真で代用できますが、その際にはメーカーや型番のわかる部分をご用意ください。

【繰越金や前月未払金等のある場合】

補助金のお支払いにあたっては、請求書または明細書の合計額と領収金額の一致が原則となります。繰越金がありそれらが一致しない場合は、当該補助対象品目部分の請求書と領収書をご用意いただくなど、その補助対象品目の支払いが特定・確定できる書類が必要となります。